**●特定事業所集中減算の届出について（概要）**

　居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間ごとに居宅介護計画に位置付けたサービスについて紹介率が最高である法人（以下「紹介率最高法人」という。）の名称等について記載した「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成する必要があります。

 　算定の結果、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80％を超えた場合は、「正当な理由」の有無に関わらず、当該届出書を松江市に提出し、80％を超えなかった場合についても、各事業所において2年間保存しなければなりません。

【注】平成30年4月の報酬改定により、判定の対象となるサービスが訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護に変更されました。

**●判定期間等**

減算の判定は、毎年度２回行います。それぞれの判定期間と、減算適用期間の関係は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判定期間 | 提出期限 | 減算適用期間 |
| 前　期 | 3月1日～8月末日（※） | 9月15日 | 10月1日～翌年3月31日 |
| 後　期 | 9月1日～翌年2月末日 | 3月15日 | 4月1日～9月30日 |

（※）平成30年前期分については、**4月1日～8月末日**となります。

【注】１５日が閉庁日の場合は、提出期限を翌開庁日とします。

**●注意事項（正当な理由について）**

　当該理由を形式的に満たした場合であっても、サービス提供の実態がいわゆる囲い込みであると判断される等、正当な理由として不適当であった場合は、減算の対象となります。

 　なお、正当な理由の内容に不正又は偽りがあった場合は、居宅介護支援費の請求についても不正又は偽りがあったものとして、介護保険法第84条の規定により指定居宅介護事業者の指定を取り消すことがあります。